

第2章

政治闘争の道具としての和解

——戦後イラクの国民形成をめぐるポリティクス——

山尾 大

要約：本章では、2003年のイラク戦争によって体制転換を経験したイラクにおける和解を取り上げ、「和解のポリティクス」という視点に着目することで、和解を進めるはずの政策が、逆説的に紛争を促進していったのはなぜか、という問題を明らかにする。戦後イラクでは、旧体制の政治エリートを排除する脱バアス党政策と、旧体制の政治エリートを取り込んで和解を進める国民和解政策が並行して実施された。各政治勢力が、この2つの政策を自派の利益にしたがって恣意的に取捨選択していったことで、和解政策が政治化し、和解政策を進めれば進めるほど、新たな紛争の要因が生み出されていった。それに加えて、和解政策それ自体が、政治闘争の道具になっていったことを明らかにする。

キーワード：脱バアス党政策 国民和解 宗派对立 「和解のポリティクス」

はじめに

イラクでは、2003年の米軍侵攻によって、30年以上続いたバアス党権威主義体制が崩壊し、民主主義体制が形成された。だが、新たな国家形成において、治安の悪化が進行し、2006年には暴力の連鎖が内戦を引き起こした。内戦から脱却して国民を統合するために、新政権は、国民和解（al-Muṣālaḥa al-Waṭaniya）を重要な政策課題に掲げた。ところが、本章で詳しく論じるように、和解を進めるはずの政策が、逆に新たな政治対立と紛争を生み出していった。

イラクに限らず、紛争が多発したポスト冷戦期においては、平和構築や脆弱国家の再建

支援などの文脈で、和解が最も重要な争点のひとつとなってきた¹。和解が政治課題となるのは、権威主義体制による弾圧・虐殺や内戦で、甚大な被害が出た場合である。このような場合、和解が達成できなければ、持続可能な平和は実現できない (Ambos et al eds. [2009])。持続可能な平和が実現できなければ、新たな民主主義体制の形成は失敗に終わる (Jarstad and Sisk eds. [2008])。こうした認識のもと、紛争から民主的な国家形成に向けた一連の取り組みは、移行期正義 (transitional justice) という言葉で概念化され²、和解はそのプロセスの最も重要な要素に位置づけられてきた。和解をめぐるこれまでの議論は、次の3つに整理できる。

第1に、和解を達成するためには、国際社会や当該国家が主導する制度や政策が重要であるとの議論である。多数の論者は、人権侵害の歴史的清算や被害者の補償を、公正な司法の裁きに基づいて実施することを提唱し、法治体制のための制度構築を重視する。法の支配によって、移行期正義を確立することが不可欠であり (Ambos [2009])、そのためには、国際社会や国家を中心に集権的に制度構築を行うべきだ、というわけである。そこでは、和解がなぜ失敗するのか、成功するにはどうすればいいのかが問われることになる。イラクの事例でも、占領軍が、和解政策を明確に規定せず、そのための制度を整備できなかったことが、和解の失敗と国家・国民の分裂につながったと論じられている (Serkin and Sensibaugh [2009])。和解をめぐる多くの研究が、司法を中心とする制度構築に力点を置いた政策論的、あるいは規範論に終始している。

第2に、こうした制度的で集権的な和解を批判し、ローカルな和解実践を重視する議論である。具体的には、移行期正義の国際規範に基づく和解や国家レベルの和解ではなく、当該社会のローカルな和解の試みを重視する議論 (Baines [2007] ; Arriaza and Roht-Arriaza [2008] ; Eriksson [2009])、政治的・文化的な文脈を尊重した和解を進めるべきだと主張する議論 (Lederach and Appleby [2010]) がこの代表例である。前者は長老や部族長、宗教権威などの伝統的な仲介のメカニズムを重視し、後者は現地の社会構造に適合した和解の推進を提唱する。

しかし、以上の視点は、いずれも戦後イラクの和解の実態を明らかにするうえで有効ではない。なぜならば、冒頭で指摘したように、戦後イラクにおいては、和解政策が逆説的に新たな政治対立を生み出しているという事実こそが重要だからである。

第3に、少数にとどまるが、「和解のポリティクス」と総称できる一連の議論である。シエラレオネの和解を分析したショウは、国際的な移行期正義のメカニズムがローカルな文脈で適用された時、当初の和解の目的が歪曲され、異なる帰結をもたらしたことを実証した (Shaw [2007])。グアテマラでは、和解政策のなかで、真実委員会が政治的に利用され

¹ 平和構築と国家建設支援については Jarstad and Sisk eds. [2008]、Paris and Sisk eds. [2009]、脆弱国家については Rotberg ed. [2003; 2004]、Andersen et al. eds. [2007] を参照のこと。

² 移行期正義の概念の発展については Pham and Vinck [2007] を参照のこと。

て対立を生み、長期化した対立が脆弱な民主主義の基礎を破壊する分極化をもたらしたことが明らかにされた (Isaacs [2010])。一方で、旧ユーゴスラヴィアの国際法廷を分析したスポティッチは、国際基準に基づく正義の仕組みが、内政において政敵を排除するために利用されたと結論付けた (Subotić [2009])。

これらの議論は、和解政策が実際に履行されるなかで、何らかの要因によって、当初は想定されなかった政治的帰結が生み出され得ることを明らかにしている。こうした「和解のポリティクス」の視座に基づく研究は稀少であるが³、和解が実施された後に生じる新たな紛争を分析している点で、イラクの事例を考えるさいには有効な参照軸となる。

だが、こうした研究では、和解政策が政治化され、想定外の帰結を生み出し得ることが明らかにされる一方で、そのメカニズムは必ずしも解明されていない。さらに、戦後イラクでは、本章で明らかにするように、和解が単に政治的に利用されたというだけではなく、政治闘争の主要な道具にさえなった。こうした状況は、既存研究の分析の射程を超えている。

だとすれば、和解を進めるはずの政策が、戦後イラクでは、逆説的に新たな紛争を生み出し、さらに和解をめぐる政策が政治闘争の主たる道具になっていったのは、なぜなのだろうか。本章では、「和解のポリティクス」に着目することで、このメカニズムを解明する。

具体的には、以下のように論を展開する。第1節では、旧バアス党体制の中心勢力を完全に排除した国家再建政策が形成されるプロセスを概観する。第2節では、内戦の勃発によって、旧バアス党勢力の排除政策を修正し、新たに国民和解政策が形成されたことを明らかにする。続く第3節では、和解政策が新たな政治対立を生み出し、政治闘争の主要な道具となったプロセスを記述する。以上を通して、和解を促進するはずの政策が、なぜ紛争を促進したのかを解明する。

第1節 脱バアス党政策に基づく戦後国家の再建

本節では、戦後イラクで、旧バアス党体制の政治エリートなどの中心勢力を排除した国家の再建政策が、正当性を有する政治課題となっていくプロセスを概観する。

³ 南アフリカの真実和解委員会を分析した阿部は、和解を目標として設定することによる影響や効果を、「関係転換を触発する和解」(阿部 [2007]) という概念で説明している。これは、本章の「和解のポリティクス」の議論に位置づけられる。

1. 脱バアス党政策と反米闘争

イラクでは、バアス党政権が35年にもわたり独裁政治を行い、多くの国民を殺害した⁴。同政権は、多数の政治勢力を弾圧し、亡命に追いやった。それゆえに、戦後イラクでは、新たな国家形成の前提として旧バアス党の幹部を排除することを目指す脱バアス党政策（De-Ba'athification）が実施された（Dodge [2005: 31]）。戦後イラクの和解を考えるうえで、このことは決定的な意味を持つ。

脱バアス党政策を始めたのは、戦後イラクを支配下に置いた連合国暫定当局（Coalition Provisional Authority; 以下、CPA）であった。CPAは、旧バアス党勢力を排除し、旧国軍を解体した。CPAは2003年5月に、バアス党を廃止し、党指導部メンバーを行政と社会の責任ある立場から解任した。排除の対象となったのは、バアス党地域指導部（al-qiyāda al-quṭriya）、支部（far'）、支局（shu'ba）、グループ（firqa）、および他部局の党幹部全てである。彼らはパブリックセクターへの復帰が禁止された。それに加えて、省庁、国立病院、大学などの国家公務員の上位3階級の地位にいた人々は、バアス党政権との関係が調査されることになった（CPA/ORD16 May 2003/01）⁵。その結果、約200万人いたバアス党幹部の大部分が排除された（Allawi [2007: 149]）。脱バアス党政策に続いて行われた国軍の解体は、約35万人もの失業者を生み出し、武器庫から大量に武器が流出する結果を招いた（Stansfield [2007: 168]）⁶。

CPAは、バアス党政権を彷彿とさせるものを禁止した。そして、バアス党的要素は絶対的な悪であり、その排除こそが新たな国民形成の基礎であるという政策を作った。バアス党政権の被害者は極めて甚大である。だからこそ、脱バアス党政策は当初、多くの国民の支持を受けた。かくして、旧バアス党勢力の排除に基づいて旧体制の被害者を救済し、国家形成を進めることが一義的な政治課題に位置づけられたのである（TJWG [2003]）。

だが、脱バアス党政策に基づく大規模な排除は、一方で大きな不満も醸成した。排除されたバアス党员と軍人が、多数失業したからである。さらに、CPAが、旧バアス党勢力の排除をスンナ派（旧体制の中核を占めた）の排除と同一視したことも、不満の原因となっ

⁴ バアス党政権の支配体制については様々な研究があるが、なかでもその強権的な支配のメカニズムに着目した研究としては、「恐怖の共和国」の概念を提唱した Makiya [1998]、諜報機関や党の支配構造などを多角的に分析した CARDRI [1986] が有益である。

⁵ CPAは、脱バアス党政策の導入について、以下のように述べてその正当性を強調している。つまり、「イラク人は、バアス党政権下で広範囲に及ぶ人権侵害を受け、長期にわたり抑圧されてきた。ゆえに、イラク社会がバアス党のネットワークや行政における人的繋がりに脅かされることを回避するためには、脱バアス党政策が必要となる」（CPA/ORD16 May 2003/01）。

⁶ CPAの脱バアス党政策の主導権を握ったのが、アフマド・チャラビー（Ahmad Chalabi）であった（Herring and Rangwala [2006: 134]）。

た⁷。彼らの不満は、反米という形で爆発した (Diamond [2006: 182-183]; Forman [2006: 204])。彼らは、人的ネットワークを構築して米軍への攻撃を開始した。旧バアス党勢力と、国軍の元兵士が、反米闘争の担い手となった (Herring and Rangwala [2006] ; Allawi [2007])。反米闘争が 2004 年初頭から拡大すると、米軍は反米闘争の拠点であるファルージャに軍事侵攻を行った。ファルージャ侵攻は破滅的な犠牲をもたらし、反米感情はさらに強化された。その結果、厳格な脱バアス党政策を強行することが困難になった CPA のブレーマー (Paul Bremer) 長官は、2004 年 4 月 23 日、政策の部分的修正を始めた。

この流れを引き継いだのが、アッラーウィー暫定移行政権であった。2004 年 6 月に CPA からの主権移譲によって形成されたイラク暫定移行政府は、アッラーウィー ('Iyād 'Allāwī) 首相のもと、CPA の脱バアス党政策を部分的に修正し、旧バアス党勢力の取り込みを図った。元バアス党員という経歴を持つアッラーウィーは、1990 年代の亡命時代から、亡命下の元バアス党反体制派のネットワークを構築してきた (Allawi [2007: 52])。こうした背景をもとに、戦後は、脱バアス党政策によって排除された元国軍兵士や旧バアス党員などを自派に取り込んでいった。さらに、長年にわたり構築してきた CIA との関係に基づいて戦後イラクの治安機関のポストを押さえたアッラーウィーは、排除された軍人を治安機関に再編しようとした (Herring and Rangwala [2006: 132-133])⁸。

2. バアス党完全否定体制の成立

ところが、民主化したイラクでは、旧バアス党勢力の取り込みを図るアッラーウィー政権は、世論の評価を受けて支持を失うことになった。

2005 年 1 月に実施された制憲議会選挙では、元亡命政党のイスラーム主義勢力 (イラク統一同盟) が政権を掌握した。イラク統一同盟政権は、脱バアス党政策を再強化した。というのも、彼らは、バアス党政権下で苛烈な弾圧を受け、長期にわたる亡命を余儀なくされてきたためである。それゆえに、イスラーム主義勢力はバアス党に対して極めて強い嫌悪感を持っている。新政権は、アッラーウィー政権下で進められた旧バアス党勢力の復帰政策を強く批判し (*al-Hayāt*, 4 January 2005)、組閣においてアッラーウィーを排除した (山

⁷ 脱バアス党政策によって排除された人々の多くは、スンナ派のエリートで、彼らが追放されたことで仕事の能力を持つ人間がいなくなり、戦後の政治は大混乱に陥った (Allawi [2007: 117-118])。スンナ派にとって、脱バアス党政策は政治と権力、影響力のばからのスンナ派の排除のように映ったが (Allawi [2007: 149])、スンナ派がみなバアス党員であるという事実はない (Dodge [2005: 15-16])。

⁸ アッラーウィーは首相に就任すると、脱バアス党政策の行き過ぎが認識されつつあった、脱バアス党政策の筆頭であるチャラビーを排除し (Allawi [2007: 283])、旧バアス党員の官僚、軍人を復帰させようとした (Allawi [2007: 337])。

尾 [2007: 258])⁹。こうして、「フセイン政権下の軍人やバアス党員でも戦後新体制のなかで積極的に起用していこうとしてきたアッラーウィー元首相とは、戦後体制のあり方に対する考え方が全く異なる」政権が形成され、イラクは、「アッラーウィー暫定政府のフセイン体制部分否定政策から、全否定へ転換」(酒井 [2005: 31])したのである(表 1)。

【表 1：主要政党の国民和解政策】

			脱バアス党政策		脱宗派対立の和解		
			旧バアス党員の完全排除	旧バアス党勢力の部分的取り込み	国民統合=和解	挙国一致内閣=和解	旧バアス党勢力の取り込み=和解
与党連合(イラク統一同盟)	元亡命政党	ダアワ党/ISCI	○	×*	○	○	○
	国内政党	サドル派	○	×	○	×	×
野党連合	元亡命政党	イラーキーヤ(アッラーウィー)	×	○	○	○	○
		イラク対話戦線(ムトラク)	×	○	○	○	○
	一部国内政党	イラク合意戦線	×	○	○	○	○

(出所) 各種報道をもとに、筆者作成。

(注) ※ダアワ党、および ISCI は、当初、基本的に旧バアス党勢力の取り込みには反対していたが、次第に部分的な取り込みを承認していった。サドル派は一貫して旧バアス党勢力の取り込みを否定。

バアス党完全排除政策の急先鋒に立ったのが、同じくシーア派でイスラーム主義を掲げるサドル派であった。亡命経験を持たないサドル派は、1990年代以降、バアス党政権に激しい弾圧を受け続けた(Yamao [2009])。こうした背景のもと、サドル派は、「国民和解は重要だが、バアス党は常にその例外に位置づけられるべきである」、と主張した¹⁰。

かくして、元亡命イスラーム主義政党の政権は、旧バアス党勢力を新たな国家形成のプロセスから完全に排除していった。イラク統一同盟が中心になって開催された第1回国民和解会議(2005年11月19日、カイロ)でも、バアス党政権下で虐げられた人々への保障が主たる議題となった。脱バアス党政策(Ijtihāth al-Ba‘th)は、CPAと比較して選挙によって成立した新政権下で、より強い正当性を獲得していった。

⁹ イラク統一同盟の主要政党のイラク・イスラーム最高評議会(Islamic Supreme Council of Iraq; 以下、ISCI)のアブドゥルアズィーズ・ハキーム議長は、移行政府任命当日の演説で、バアス党員の完全排除を主張した(酒井 [2005: 36])。また、2005年3月31日、シヤフラスターニー石油省は、旧バアス党員の議会への参入を厳しく批判した(山尾 [2007: 258])。

¹⁰ 筆者のサドル派国会対策委員長、ナッサール・ルバイイー(2010年から労働相)へのインタビューによる(2009年3月20日、京都)。

第2節 脱宗派对立に基づく国民和解

本節では、内戦の勃発によって、宗派对立を克服した国民統合が新たな課題となり、そのために、脱バアス党政策を修正する形で、新たに国民和解政策が形成されていったことを明らかにする。

1. 内戦の勃発と希求される国民統合

憲法制定（2005年10月）後の国会選挙（12月）で成立したイラク統一同盟のマーリキー（Nūr al-Mālikī）政権下では、これまでのバアス党完全排除路線は修正を余儀なくされた。内戦が勃発したからである。契機となったのが、2006年2月のシーア派聖地爆破事件であった。これをさかいに暴力の連鎖が激化し、治安が急激に悪化した¹¹。暴力の連鎖は、最大で月間3千人超の犠牲者を出した。内戦の勃発である。

内戦を引き起こしているのは旧バアス党勢力である、とマーリキー政権は考えた¹²。国内外でも、内戦は、スンナ派を中心とする旧バアス党勢力の、シーア派新政権への武装闘争、つまり宗派对立だと報道された。無論、反体制を掲げ、暴力を行使したのは旧バアス党勢力だけではなかった¹³。だが、スンナ派とシーア派の宗派对立がイラクの分断に繋がると考えた新政権は、治安を回復し政治的安定を獲得するためには、旧バアス党勢力の取り込みをも視野に入れた挙国一致内閣の形成が必要だと判断するようになった¹⁴。こうして、マーリキー政権は、脱宗派对立に基づく国民和解を公約に掲げ、挙国一致内閣の形成を目指した（BJ, 13 August 2007; *al-Bayyina*, 19 August 2007）。脱宗派对立に基づく国民統合というロジックで、脱バアス党政策の修正を正当化したのである。

マーリキー政権の国民和解は、「国民和解担当国務」という閣僚ポストを新設することから始まった（2006年5月）。CPAに拘束された旧バアス党勢力を釈放するための恩赦法を整備することで、彼らの懐柔を図ろうとしたのである。2006年7月19日、同国務相は国会に国民和解法案を提出し、それをもとに、ボラーニー内相が拘束中の旧バアス党勢力の

¹¹ 治安の悪化、内戦については、（山尾 [2010b]）を参照のこと。

¹² それは、旧バアス党勢力やスンナ派イスラーム主義勢力が、米軍占領下で形成された政権は正当性がなく、打倒するべきだとの声明を出していたためである（*al-Hayāt*, 2 December 2007）。

¹³ 宗派对立という表現が適切でないのは、同一宗派内部での利害対立が著しく、全ての政治対立や暴力の連鎖が宗派の相違が原因で、宗派の軸にそって発生しているわけではない、という理由からである。宗派对立を批判した政治分析については、山尾 [2010a] を参照。

¹⁴ それは、政権党が、長期にわたる亡命活動によって、国内の基盤を確立できていなかったという事実起因している。だからこそ、挙国一致内閣でなるべく多くの勢力を取り込むことが必要だったのである。

釈放政策を立案した（山尾 [2007: 261]）。続いて、閣僚会議は、同年 8 月 1 日、国民和解の計画とプログラムの作成に着手し、国民和解のための対話委員会などを設置することを発表した。こうして、マーリキー政権は、旧バアス党勢力を中心とする政治犯の釈放を進める恩赦法の起草に乗り出した。8 月 2 日にバグダードで開催された第 2 回国民和解会議においても、恩赦法の適用範囲が争点となった。

かくして、内戦からイラク国家と国民を救済するためには、原因となった宗派対立を克服する政策を進めることが最優先課題だという認識が、政治エリートのあいだに共有されるようになった¹⁵。国会でも、「国民和解の方法についての議論が審議のほとんどの時間を占めるようになり」、「和解はイラクの現状に即して行なわれなければならない、和解の枠組みを否定することは認められない」（*al-Bayyina*, 22 November 2007）という点がコンセンサスを獲得した¹⁶。それに呼応するように、シーア派宗教界の最高権威アリー・スィースターニー（‘Alī al-Sīstānī）も、宗派対立の回避とイラク国民の統一を呼びかけるファトワー（宗教裁定）を発出した¹⁷。

2. 国民和解政策の制度形成

こうした政治的展開は、恩赦法による旧バアス党勢力の釈放にとどまらず、彼らを政治プロセスに部分的に取り込むという政策に発展した。そのためには、まず、CPA が制定した脱バアス党法を修正する必要があった。脱バアス党法の修正をめぐる審議は 2007 年半ばに始まり、2008 年 2 月には、脱バアス党法に代わる新たな法律、「問責・公正のための国民高等機関法」（以下、問責・公正法）が制定された。同法は、次の 2 つの点を新たに定めた（表 2）。

第 1 に、旧バアス党勢力のなかで、政治に復帰できる者の範囲を拡大した点である。CPA の脱バアス党法と問責・公正法を比較した表 2 が示すように、旧バアス党のグループに属するメンバーで、局長や閣僚などの特別な地位についていなかった党員は、公職に復帰できる点が（問責・公正法第 6 条 5 項）、新たに規定された。これによって、「全てのバアス党員を排除するのではなく、どのバアス党員が排除されるべきか、明確な線引き」（補記）を行おうとした。

第 2 に、問責と公正のための国民高等組織（*al-Hay’a al-Waṭaniya al-‘Ulyā li-Musā’ala wa*

¹⁵ 米国も、マーリキー政権の国民和解政策を支持した。ライス国務相は、国民和解政策の「ロードマップ」を提示し、マーリキー首相に対して早急に国民和解政策を進めるように要請した（*al-Hayāt*, 19 December 2009）。米国は、マーリキー政権の和解政策を支援することで、国内の治安の回復を目指したのである。

¹⁶ 部族の覚醒評議会も、国民和解を支援した（*al-Hayāt*, 7 March 2008; 31 May 2008）。

¹⁷ スィースターニーのファトワーにかんしては、公式ホームページ（<http://www.sistani.org/>）上の 2006 年 11 月 26 日、2007 年 2 月 2 日のファトワーを参照のこと。

al-‘Adāla;以下、問責・公正組織)が形成され、脱バアス党政策を担う新たな独立組織となったことである(第2条1項)。議長はチャラビー、執行委員長にはチャラビーの影響下にあるアリー・ラーミー(‘Alī al-Lāmī)が任命された¹⁸。この組織の目的は、旧バアス党を、イラク社会、国家、市民社会から、思想的・行政的・政治的、文化的、経済的に排除するために(第1条4項)¹⁹、バアス党の幹部のうち犯罪に関与した人物のリストをデータベース化することである(第4条4項)、と定められた。このデータベースをもとに、旧バアス党勢力のなかでも、誰を新たな国家形成のプロセスに復帰させ得るかという問題を、審議しようというわけである。

かくして、マーリキー政権の和解の制度が成立した。同政権下では、国会に「国民和解と問責委員会」(Lajna al-Musālahā al-Waṭaniya wa al-‘Adāla)が形成され、11人のメンバーが主として脱バアス党政策と和解をどのように進めるかを調整している²⁰。一方、前述のように、内閣にも国民和解担当國務のポストが設置され、国会の委員会と一部メンバーを共有しながら国民和解に取り組むようになった。他方、国会と内閣から独立した問責・公正組織が形成され、和解政策を担当する部署が重層化した。どの機関がどの分野の政策を担当し、いかに権限を配分するのかが瞭然としないまま、各組織がそれぞれ異なる思惑のもと、国民和解は始まった。

以上で論じてきたことは次のように整理できるだろう。2005年の選挙で成立した元亡命イスラーム主義政権は、脱バアス党政策を全面的に実施し、旧バアス党勢力の排除を目指した。だが、2006年の内戦勃発を契機として、旧バアス党勢力の徹底的な排除から、宗派対立を克服して、国民統合を進める国民和解へと力点が移ったのである。

脱宗派対立に基づく国民和解政策が成立したということは、次の2つのことを意味している。第1に、戦後の新たな国家形成の前提となってきた脱バアス党政策と、宗派対立を克服した国民和解という政策、換言すれば、排除と取り込みという2つ政策が競合したということである。第2に、2つの政策は、ともに国民の支持を得て正当性を有している、という点である。では、正当性を有する政策の競合は、その後の政治にいかなる影響を与えたのだろうか。

¹⁸ チャラビーが委員長を務めるのは、脱バアス党政策を2005年以降支配していたのがチャラビーだったからである(Herring and Rangwala [2006: 134])。

¹⁹ 問責・公正組織の目的は、①バアス党の思想的・行政的・政治的復帰を阻止、②バアス党組織(幹部から地方の細胞まですべて)を破壊する、③バアス党政権の治安機関、諜報機関を破壊する、④バアス党政権の犯罪とその犠牲を明らかにし、法の裁きにかける、⑤略奪された財産の発見、⑥バアス党の被害という記憶を保存し、二度とこのような独裁政権を作らないようにすることであると規定された(第3条1項)。

²⁰ 「脱バアス委員会」(Lajna Ijutithāth al-Ba‘th)から、2008年5月28日に改名した。

【表 2：脱バース党政政策の法規定の変化】

	脱バース党法(2003年)	問責・公正法(2008年)
主体	・CPA(連合国暫定当局)	・第1次マーリキー政権、国会、最高裁
運営	・CPA	・基本的には問責・公正組織(独立機関) ・7名の幹部メンバーは、最高裁と国会の承認が必要で、本部をバグダード、支部を各県に設置できる(2-9~11)
基本的認識	・イラク人はバース党政権下で広範囲に及ぶ人権侵害と抑圧を受けた	・脱バース党法を基本とするが、地方に派遣された選別組織(hay'a tamayyaz)が旧バース党勢力の経歴を調査し、排除の対象になるかを選別(13~17)
目的	・バース党のネットワークの破壊 ・人的コネクションの破壊 ・旧バース党勢力の復権を阻止	①バース党の思想的・行政的・政治的復帰の阻止 ②バース党組織の破壊 ③前政権の治安機関、諜報機関の破壊 ④前政権の犯罪と犠牲者の解明、法の裁きの実施 ⑤略奪された財産の保障 ⑥前政権の被害の記憶の保存(3-1) ※バース党政権の幹部、犯罪に加担した人物のデータベースを構築、これをもとに和解と補償を実現する(4-4)
公的政治への復帰禁止の対象	①地域指導部 ②支部 ③支局 ④グループ ・前政権の省庁、国立大学、病院などの上位3階級に属する人物への面談、犯罪歴の調査(犯罪歴がある場合、政治復帰を禁止)	①地域指導部 ②支部 ③支局 ④グループ ※ただし、グループに属するメンバーで、局長などの特別な地位についていなかった党員の政治復帰を認める(6-5) ※犯罪歴がなく、党政政策に加担していない党員の復帰は認める(9~12)
権限	・①~④に含まれる旧バース党勢力の取り調べと拘束	・脱バース党政政策を遂行のために、閣僚レベルの権限を有する(2-3)
注記	・サッダームやバース党を彷彿とさせるシンボルの使用の禁止 ・バース党幹部拘束への情報提供には報奨金	・排除の対象になるかの最終的決定は、最高裁が行う(17) ・旧バース党勢力は基本的に排除の対象になるが、バース党が国民の末端までいきわたっていたことを鑑みると、どの党員が排除されるべきかの線引きが不可欠で、問責・公正組織がこれを担当する。

(出所) (CPA/ORD16 May 2003/01; QHWUMA [2008]) をもとに、筆者作成。

第3節 和解のポリティクス

本節では、2つの競合する政策が成立したことで、これらの政策をめぐって新たな政治対立が促進されていくプロセスを分析する。

1. 和解政策をめぐる政治対立

和解の制度が整うと、まず大規模な恩赦が実施された。2008年3月の第3回国民和解会

議では、マリーキー首相が、宗派の相違を超えたイラク人の平等を主張し、国民和解を目指すことを宣言した (*al-Hayāt*, 16 March 2008; *al-'Adāla*, 16 March 2008)。これに基づいて、恩赦法を実施し、旧バアス党勢力を含む 6456 人の釈放を決定した (*RD*, 18 March 2008)。

だが、この会議をボイコットした勢力がいた。その勢力は、2 つに分けることができる。両者は全く異なるロジックでマリーキー政権の和解政策を批判した。第 1 に、旧バアス党勢力の取り込みに反対するサドル派である。サドル派は、そもそも問責・公正法案の審議の時点で、旧バアス党勢力の部分的取り込みに強く反対していた²¹。同派は、「国民和解は原則的に支持するが、問責・公正法に基づいて、犯罪者である旧バアス党員を政治プロセスに復帰させることには断固として反対する」 (*al-Hayāt*, 2 June 2009) と明言した。

第 2 に、アッラーウィー元首相率いるイラーキーヤ、サーリフ・ムトラク (*Şāliḥ al-Muṭlaq*) 率いるイラク対話戦線、そしてイラク合意戦線をはじめとする野党勢力である。彼らは、国民和解を実現するためには、野党の要求を受け入れ、その利害を保障する形で政治参加を認める必要があると主張した (*al-Hayāt*, 27 May 2008)。野党に不利な政策に対しては、和解の障害になると批判した²²。野党の政治要求を承認させるために、150 人の議員と 12 の政党からなる大連合を形成し、国民和解の名のもとに政治権限の拡大を要求した (*al-Hayāt*, 14 November 2008)²³。野党は、和解政策を政治的に利用し始めた。

こうして始まった政治対立は、2009 年 1 月の地方選挙において、和解にどの程度旧バアス党勢力を取り込むかという問題をめぐって激しさを増していった。地方選挙では、マリーキー首相率いる法治国家同盟、サドル派、イラーキーヤとイラク対話戦線が、宗派对立を克服した国民和解を重視したが、具体的な政策には、ズレがあった。法治国家同盟は、「宗派を超えたイラク国民の統一を繰り返し呼び掛けた」 (*RN*, 29 July 2008) ことが示しているように、一定の条件付きで旧バアス党勢力の復帰を認める方針を示した。一方で、サドル派は旧バアス党勢力の完全排除を主張した。イラーキーヤとイラク対話戦線は、旧バアス党勢力の政治参加をより広範囲に認めるべし、との見解を提示した (*al-'Adāla*, 28 January 2009; 山尾 [2009: 170-171])。このように、主要政党が掲げた和解政策の内容は、大きく異なっていた。とはいえ、多くの有権者が和解に基づく統一国家を支持していたがゆえに (図 1 を参照)、和解を掲げたこれらの政党連合は地方選挙で多くの票を獲得できた²⁴。

²¹ 同法案審議のさいには、30 人のサドル派議員が批判して議会を退上したため、議会継続ができなくなった (*AP*, 26 November 2007)。

²² たとえばイラク合意戦線は、ドゥライミー議長の息子がテロに関与しているとの容疑で拘束された時、マリーキー政権に対して、これは国民和解を阻害する行為だと批判した (*al-Hayāt*, 21 August 2008)。

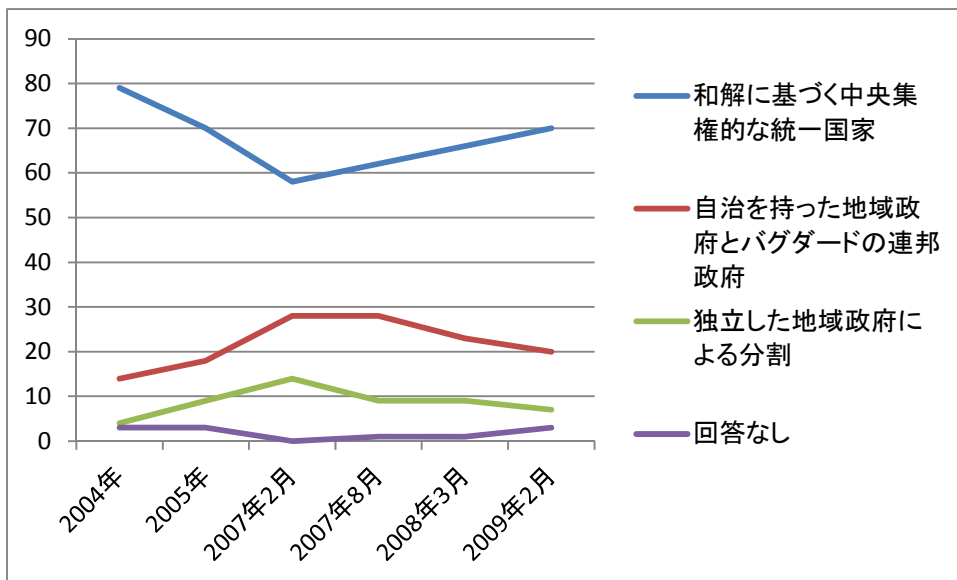
²³ アアザミーヤの部族を中忍に形成された部族評議会も、政府の和解政策の進展のためには、部族の政治参加が不可欠だとの見解を示した (*RN*, 3 November 2008)。

²⁴ 地方選挙については、(山尾 [2009]) を参照のこと。

地方選挙の事例が示しているのは、①和解に基づく国民統合へのコンセンサスはあるが、②和解政策の内容、つまり旧バアス党勢力をどの程度和解に包摂するのかについては、政治エリートも有権者も、多様な見解を持っている、という事実である。これが政治対立をさらに促進していった。

マーリキー政権は、地方選挙後、旧バアス党勢力を取り込むために、彼らとの交渉を開始した。そのために、6500万ディーナールの特別予算を計上することを閣議決定した（AI, 3 February 2009）。マーリキー首相は、バアス党政権下の国軍将校などを復帰させることも検討し、国外に亡命中の旧バアス党勢力をも取りこむために、近隣のアラブ諸国に協力を求めた（*al-Hayāt*, 9 February 2009）。そして、同首相は、国軍将校を含む、2万3000人が軍に復帰する見込みを示した（*al-Hayāt*, 14 February 2009）²⁵。

【図1：和解と政治体制をめぐる世論の変化】



（出所）ABC、BBC、NHK 世論調査（http://news.bbc.co.uk/1/shared/bsp/hi/pdfs/13_03_09_iraqpollfeb2009.pdf; 2009年8月21日閲覧）をもとに、筆者作成。

この政策においては、「旧バアス党員が政治に復帰する場合には、現在の政府とともに国民和解政策に協力することが条件」（Z, 7 March 2009）となった²⁶。これを条件に、「国外で

²⁵ 問責・公正組織のチャラビー議長は、今後は元バアス党の実務に就いていた高級官僚も含め500人ほどを、政府の管理職や軍の幹部に戻し、給与の支払いを開始する方針を明らかにし、国防相は、前政権の軍事将校を国民和解の実施の文脈で復帰させることを認めた（*al-Hayāt*, 15 February 2009; *MN*, 15 February 2009）。

²⁶ ダアワ党幹部のアリー・アディーブは、マーリキー政権の和解政策は、すべての旧バアス党勢力を取り込むのではなく、対話と国民和解に応じる勢力に限定されたものであると強調した（*al-Hayāt*, 13 March 2009）。

反体制活動を展開する旧バアス党ドーリー派、国軍将校などを中心に、現在のイラク政治プロセスに取り込んで国民和解を実現し」(*al-Hayāt*, 8 March 2009; *SA*, 8 March 2009)²⁷、「宗派対立の克服と国民統合を目指」(*RD*, 8 March 2009) そうとした。これに対し、イスラーム軍、1920年革命旅団、ムジャーヒディーン軍などの国内の反体制勢力が、国民和解のための対話に参加を表明し(*IPA*, 24 March 2009)、21組織、750人が首都に集結して国民和解政策を協議した。

政策の進展にともなう、実際に国民のあいだでも緊張緩和が進んだ。2006年の内戦以来、完全に停止されていたスンナ派とシーア派の合同金曜礼拝が、実に3年ぶりにサーマッラー、カーズィミーヤ、およびアアザミーヤで実施された(*al-Hayāt*, 7 March 2009)。

だが、こうした旧バアス党勢力取り込みの進展は、大きな反発を生み出していった。カバーンチーISCI幹部は、バアス党との和解は一切合法性を持たないと強く非難し(*al-Hayāt*, 14 March 2009)、ルバイイー元安全保障評議会議長は、旧バアス党勢力との対話は、現在のイラクにおける国民和解にとってなんら利益にならないと一蹴した(*al-Hayāt*, 22 March 2009)²⁸。サドル派からの批判も辛辣であった。同派は、首相府のもとで積極的に旧バアス党勢力の取り込みを進める国民和解担当国務の活動は違憲だと批判し、同ポストの廃止を要求した(*al-Hayāt*, 23 August 2009)。反対に、野党からはより広範囲な旧バアス党勢力の取り込みを行うための公正な基準を作ることが必要だとの批判が出た(*al-Hayāt*, 26 June 2009; *RN*, 6 July 2009)。部分的な旧バアス党勢力の包摂政策は、2010年の国会選挙に向けたマーリキー政権のキャンペーンにすぎない、というわけである²⁹。

こうした批判を受けて、マーリキー政権は、2009年5月頭のイルビール和解会議をさかいに旧バアス党勢力との交渉を断念した。同首相は、和解のために問責・公正法と恩赦法を施行することは重要だが、旧バアス党勢力を政治復帰させることは憲法上も道義上も適切ではないと述べ(*al-Hayāt*, 21 April 2009)、問責・公正組織も、旧バアス党体制の中核にいたドーリー派との対話は憲法のレッドラインに抵触するとして、政治プロセスへの取り込みを中止することを発表した(*al-Hayāt*, 24 April 2009)。

以上のように、国民和解政策が進められるなかで、どの程度の旧バアス党勢力を包摂するかという具体的な政策内容をめぐって新たな政治対立が激化した。それにともない、世

²⁷ ニーナワー県では、前政権の国軍将校が会議を開催、マーリキー政権の和解政策に参加するかを協議した。旧バアス党の幹部については、ドーリー派は和解政策への参加と政権との対話を拒否したが、ユヌス・アフマド派は、参加を表明した(*Z*, 11 March 2009; 12 March 2009; *RD*, 11 March 2009)。

²⁸ スィースターニーは、脱バアス党を既定した憲法の尊重を主張し、代理人のサーフィーは、旧バアス党勢力の部分的取り込みが和解を妨げていると批判した(*al-Hayāt*, 4 April 2009; *Z*, 30 March 2009)。

²⁹ イラク合意戦線は、マーリキー政権の国民和解政策と部族取り込み政策は、地方選挙の公約を実現している点で確かにいい方向に進んでいるが、それは今年の国政選挙の早すぎるキャンペーンかもしれないとの懐疑を示した(*al-Hayāt*, 8 March 2009)。

論は次第に和解政策に懐疑的になっていった。2009年2月に行われた世論調査では、政治家が和解に積極的に取り組んでいないとの見解が53%を占め、積極的に取り組んでいるとの評価(46%)を上回った³⁰。

2. 政治闘争の道具としての和解政策

和解政策をめぐる政治対立は、2010年3月の国会選挙において、全く異なる様相を呈することとなった³¹。それは、同選挙において、6分の1もの立候補者が旧バアス党員であるとして出馬禁止の措置を受けたことである。詳しく見ていこう。

2009年12月中旬、問責・公正組織は、国会選挙の出馬者リストをもとに、候補者が問責・公正法に抵触していないかを事前審査した。その結果、問責・公正法に違反するとして、複数の出馬者の立候補を取り消すことを発表した(QD, 15 December 2010)。この決定を受けて、選挙管理委員会は14政党、約400人の候補者を出馬禁止にすることを決定した(al-Hayāt, 7 January 2010)。

この決定が大きな問題に発展したのは、出馬禁止の決定をうけた候補者に、イラーキーヤと連合下にあったイラク対話戦線のムトラク党首や、イラク合意戦線のザーフィル・アーニー(Zāfir al-‘Ānī) 国対委員長をはじめ、有力な現職議員が多数含まれていたからである(al-Hayāt, 7 January 2010; 8 January 2010)。この出馬禁止令は、大スキャンダルへと発展した。その後、約1カ月以上にわたってムトラクら出馬禁止令を受けた議員と問責・公正組織が相互批判を繰り返した。ムトラクは、この決定がマーリキー政権によるアッラーウィーとムトラクを排除する戦略だと批判した(SA, 2 March 2010)。問責・公正組織は、憲法の厳格な適用だと反批判した(al-Hayāt, 13 February 2010)³²。事態は連邦最高裁への上告にまで進展したが、2010年2月12日の選挙キャンペーン開始にさいして裁判が打ち切られ、結果的に約500人の出馬が禁止された(INA, 12 February 2010)。出馬禁止の決定を受けたのは、イラーキーヤ72人、ボラーニー(Jawād al-Būlānī) 内相の統一イラク同盟67人、解放リスト20人など、ほとんどが野党の出馬者であった(ICG [2010: 29])。この決定に対して、ムトラクは選挙のボイコットを宣言したが、最終的には彼以外の対話戦線の候補者は出馬した(al-Hayāt, 20 February 2010; S, 26 February 2010)。

ムトラクらが出馬禁止令を受けたのは、なぜなのか。問責・公正組織によれば、彼らが

³⁰ ABC、BBC、NHK 世論調査

(http://news.bbc.co.uk/1/shared/bsp/hi/pdfs/13_03_09_iraqpollfeb2009.pdf; 2009年8月21日閲覧)。

³¹ 2010年3月の国会選挙については山尾 [2010c] を参照のこと。

³² オディエルノ在イラク駐留米軍最高司令官は、問責・公正組織の行き過ぎた脱バアス党法の適用はさらなる混乱を招くだけではなく、ラーミーなどの同組織幹部はイランの影響下にあると主張し、問責・公正組織を批判した(al-Hayāt, 18 February 2010)。

バアス党と深い関係にあったためである。ムトラクらの経歴を見る限り、これはおそらく事実である。だが、彼らは現職議員であった。事前審査に基づく出馬禁止令が出されたのも、地方と国政合わせて5回の選挙のうち、2010年の国会選挙が初めてであった。なぜこのタイミングなのか、別の説明が必要である。

出馬禁止の決定は、政権与党がアッラーウィーを中心とする野党勢力の統合に危機感を強めたことに起因している。選挙前に、大幅な政党連合の組み替えが生じたが、このさい、政権党のイラク統一同盟が、2009年の地方選挙以降拡大するマーリキー首相の政治権力に反対して分裂した。反対に、アッラーウィーやムトラクを中心とする野党は、選挙で票の分散を回避するために、大連合を形成した。分裂した政権与党にとって、大連合を形成して選挙戦に参加する野党連合は、脅威に映った（山尾 [2010c]）。

こうして、危機感を抱いたマーリキー政権側が、台頭する野党連合を選挙戦から排除するために、脱バアス党政策を利用した³³。言い換えれば、出馬禁止令は、勢力を拡大する野党連合に対して、その中核を担うムトラクを排除するための政権党の政治的判断であった。マーリキー首相は、「政府の権限を行使してでも、旧バアス党員の選挙参加を徹底的に回避する」と述べて、国民和解を進めるためには、旧バアス党員であるムトラクらの出馬禁止は正当化されると主張した（Z, 11 November 2009）。これは、2009年地方選挙時のマーリキー首相の政策とは明らかに矛盾する。

一方、アッラーウィー率いるイラーキーヤは、「全てのイラク人のイラクのために」をスローガンにし、旧バアス党勢力の政治参加を容認する姿勢を取った。イラク人全体の和解こそが真の和解だ、というわけだ。こうして各政党は、独自の利害に基づいて脱バアス党政策と和解政策を選択・解釈し、政敵を批判するために利用にした。和解政策は政治的道具となった。

政治的道具としての和解政策は、選挙後の組閣段階でさらに「活用」されることとなった³⁴。選挙結果は、票の分散と政治の分極化だった。イラーキーヤが91議席を獲得して第1党に、マーリキー首相率いる法治国家同盟は89議席で第2党になった。問責・公正組織のラーミー委員長は、当選者のうち複数名に旧バアス党との関係が認められるとして、当選を取り消しにすることを連邦最高裁に提言した（*al-Hayāt*, 31 March 2010）。これを受けて最高裁は、52人の出馬者と一部の当選者の当選結果を撤廃する判決を下した。52人中、アッラーウィー率いるイラーキーヤの当選者が22人であった（*al-Hayāt*, 27 April 2010）³⁵。

³³ たとえこれが政権与党の政治的な判断によるイラーキーヤ崩しだったとしても、国民からの一定の支持を獲得していることだけは間違いない。というのも、問責・公正組織による旧バアス党員の出馬禁止決定が発表されてから、全国でそれを支持するデモが頻発したことは（*INA*, 8 February 2010; *S*, 11 February 2010）、現在もなお旧バアス党勢力の排除は国民の支持を獲得できる、という事実を如実に示している。

³⁴ 組閣については山尾 [2010d] を参照のこと。

³⁵ 最終的には当選者の当選取り消しは行われなかった（*al-Hayāt*, 5 May 2010）。

マーリキー政権は、票を伸ばしたイラーキーヤを、脱バアス党政策を理由に、切り崩そうとしたのである。

ところが、組閣が暗礁に乗り上げると、この政策は一転した。組閣を進めるうえで、イラーキーヤを取り込むことが不可欠だと判断したマーリキー首相は、今度は、旧バアス党勢力排除の政策を批判し、脱宗派对立に基づく国民和解を重視する政策を前面に押し出した。すなわち、問責・公正組織による出馬禁止政策を修正し、ムトラクやアッラーウィーを取り込んで挙国一致内閣を形成しようとしたのである³⁶。こうした動きは、2010年11月に組閣をめぐる対立を解消するために行われたイルビール会議につながり³⁷、そこで問責・公正組織の出馬禁止令を取り下げることが合意された (*al-Hayāt*, 15 November 2010)。

これを受けて、マーリキー首相は、問責・公正組織のラーミー委員長に対して、ムトラクらの出馬禁止決定を見直すように要請した (*al-Jawār*, 12 November 2010)。連邦最高裁も、問責・公正組織の出馬禁止令を再考し始めた (*S*, 11 November 2010)。そして、2010年12月18日、問責・公正組織によるムトラクらの出馬禁止を正式に撤廃することが、国会で可決された³⁸。

ムトラクらの出馬禁止の撤廃は、明らかにマーリキーが首相に再任するための条件であった。大統領と首相の就任を承認する条件として、ムトラクらの問責・公正法適用の取り下げがイラクリストから要求されたこと (*S*, 12 November 2010; *al-Hayāt*, 16 November 2010) (2010年11月11日国会審議)、第2次マーリキー政権で出馬禁止を受けたはずのムトラクが副首相に任命されたことは (*S*, 22 December 2010)³⁹、この点をよく示している。旧バアス党勢力の取り込みは、国民和解によって正当化された。言い換えるなら、第2次マーリキー政権発足の交渉カードとして、和解政策が利用されたのである⁴⁰。

³⁶ イラーキーヤは、チャラビー議長とラーミー委員長が、政敵を排除する手段として問責・公正組織を恣意的に利用しており、それを私物化していると強く批判した (*al-Hayāt*, 3 December 2010)。

³⁷ そこでは、アッラーウィーが「和解とはイラクという国家に住むイラク人すべてが平等に、かつ選挙の結果に基づいて、政治に参加する政府を形成することを意味する」 (*al-Hayāt*, 9 November 2010) と発言し、選挙の結果によっては旧バアス黨員もイラク人に含まれることが原則合意された。

³⁸ マーリキー首相率いる法治国家同盟が賛成に回ったことで、出席議員170人中109人が廃止に賛成し、圧倒的多数で可決された (*al-Hayāt*, 19 December 2010)。

³⁹ 一方で、治安関係の閣僚人事において対立し続けるアッラーウィーに対しては、和解を侵害したとの批判を新たに作り上げた。具体的には、マーリキー政権は、2004年11月の米軍のファルージャ侵攻を許可したのは、当時のアッラーウィー首相の責任だと批判し、この責任を取ることは和解の進展にとって重要であると主張した (*al-Hayāt*, 5 April 2011)。

⁴⁰ 一連の政治対立の渦中の人物であったラーミー委員長は、2011年5月26日、バグダードで何者かによって暗殺された (*S*, 27 May 2011)。政府は、5月31日に犯人を拘束したと報道したが、ラーミーの遺族は、マーリキー政権が組閣時点で不要になったラーミー

以上で論じてきたことは、次のように整理できるだろう。戦後直後の旧バアス党勢力の排除政策は、宗派对立に基づく内戦の勃発によって、修正を余儀なくされた。政府は政治を安定化させるために、内戦に関与する旧バアス党勢力の一部を取り込んで国民和解を目指すようになった。だが、和解政策を実際に適用するさいに、どの程度旧バアス党勢力を取り込むかという政策の詳細をめぐって対立が生じた。そして、各政党は、和解政策を政治闘争の道具として恣意的に活用するようになったのである（表3）。

【表3：政治変動と和解政策の変遷】

	CPA 統治期	アッラーウィー 暫定移行政 権	ジャアファリー政 権(イラク統一同 盟)	マーリキー政権(イラク統一同盟)		
政治状況	イラク戦争直 後の体制構築	反米闘争	制憲議会選挙→ イスラーム主義政 権成立	内戦／「宗派对 立」	・治安回復 ・政治安定 ・地方選挙	第2回国会選 挙→組閣
和解をめぐ る政策	脱バアス党政 策	旧バアス党勢 力の部分的取 り込み	脱バアス党政 策	・脱宗派对立に 基づく国民和解 ・旧バアス党勢 力の部分的取 り込み	和解をめぐる政治闘 争 ①和解政策の細部 をめぐる競合 ②和解の政治的利用	和解＝政治 闘争の主要 な道具

(出所) 筆者作成。

結論

「和解のポリティクス」に着目して戦後イラクの和解を実証的に分析した結果、和解政策は、各政党の恣意的な解釈によって政治化され、それが新たな政治対立を生み出していることが明らかになった。政治対立の道具となった和解政策は、対立と紛争をさらに促進していった。

和解政策が新たな紛争を生み出すという逆説は、それほど珍しいことではない。冒頭で指摘したように、シエラレオネ、グアテマラ、旧ユーゴスラヴィアなど他国の事例にも多数見られる。だが、戦後イラクで特徴的なのは、和解が政治闘争の主たる道具になっていることである。これは、和解が想定外の政治的帰結を生み出すという次元の話ではない。和解政策こそが、政治闘争の主要な戦略なのだ、とさえ言える。それはなぜなのだろうか。

はじめに、新たな国家形成の基本政策が複数存在し、それが相互に矛盾・競合していること、かつそれらの政策が人々の支持を得て正当性を獲得している点が重要である。イラクでは、旧バアス党勢力の排除と、国民統合のための和解政策が、競合している。他国の事例では、排除の論理を主張する勢力は、通常は少数派にとどまる。ところがイラクでは、

を政治的・物理的に抹殺することを意図したものだ」と強く非難した (*al-Hayāt*, 1 Jun 2011)。

排除政策と和解に基づく統合政策という相互に矛盾する2つの政策が、ともに正当性を持っている。言い換えるなら、和解の方向性が明確に規定されていない。こうした状況は、新たな対立を惹起する。

次に重要なのは、新たな対立が生じた時、各政治勢力が、この2つの政策のどちらかを、自らの利害に従って恣意的に選択することが可能だという点である。本章で見てきたように、野党は政治的権利の拡大のために国民和解政策を利用してきた。一方の与党は、政治を安定化させ、組閣を進める必要に直面した時には国民和解政策を主張し、反対に選挙で政敵を排除する必要に直面した場合には脱バイアス党政策を利用した。

敷衍すれば、旧体制の排除と和解という2つの正当な政策が、政治状況によって恣意的に選択・利用可能な状態にあるということは、一方の政策を掲げる政敵に対する批判原理として、他方の政策を用いることができるということの意味している。双方の政策が有効な批判原理になるということは、双方の政策が強力な政治的武器になり得ることを担保している。

最後に、旧バイアス党勢力の排除と国民和解という2つの政策は、正当な国民は誰か、というより大きな問題を内包している点が重要である。排除の政策では、旧バイアス党勢力をどの程度排除するのかの線引きが争点になり、国民和解政策では、旧バイアス党勢力をどの程度取り込むのかの線引きが争点になった。突き詰めて言えば、この2つの政策は、新たなイラク国家において、正当な国民になることができるのは誰かをめぐる線引きを決めるポリティクスでもある。だからこそ、排除と和解の政策は、新たな政治闘争をより激化させてきた。

かくして、明確な合意なき和解は、①和解をめぐる2つの正当な政策が競合し、②和解政策が恣意的に利用可能となり、③和解をめぐるポリティクスが国民形成と不可分に結びつくという条件が重なったことで、政治対立の連鎖を促進し、政治闘争の主要な戦略あるいは道具になったのである。

参考文献

〈定期刊行物〉

al-‘Adāla (The Organ of the ISCI, Web 版 <http://www.aladalanews.net/home/>)

AI: Aṣwāt al-‘Irāq (Web 版 <http://www.aswataliraq.info/>)

AP: Associated Press (Web 版 <http://www.ap.org/>)

al-Bayyina (The Organ of the Iraqī Hizb Allāh Movement)

BJ: al-Bayyina al-Jadīda (The Organ of the Sadrist Movement)

al-Ḥayāt (Web 版 <http://www.daralhayat.com/>)
INA: Wikāla Anbā' al-I'lām al-'Irāqī (Web 版 <http://al-iraqnews.net/new/>)
IPA: Independent Press Agency (Wikāla al-Ṣaḥāfa al-Mustaqilla) (Web 版 <http://www.ipairaq.com/>)
Al-Jawār (Web 版 <http://www.aljewar.org/>)
MN: Mawsū'a al-Nahrayn (Web 版 <http://www.nahrain.com/>)
QD: Qānūn al-Dawla (Web 版 <http://qanon302.com/news.>)
RD: Rādiyū Dijla (<http://www.radiodijla.com/>)
RN: Rādiyū NAWA (Web 版 <http://radionawa.com/ar/>)
S: al-Sūmālīya (Web 版 <http://www.alsumarianews.com/ar/>)
SA: al-Sharq al-Awsaṭ (Web 版 <http://www.asharqalawsat.com/>)
Z: al-Zamān (Web 版 <http://www.azzaman.com/>)

〈法律・政府刊行物〉

CPA/ORD1. *De-Ba'thification of Iraqi Society* (16 May 2003).
 QHWUMA: *Qānūn al-Hay'a al-Waṭaniya al-'Ulyā li-l-Musā'ala wa al-'Adāla* (3 February 2008).
 TJWG: Transitional Justice Working Group [2003] *The Future of Iraq Project, The Road to Re-establishing Rule of Law and Restoring Civil Society* (United States, Department of State).

〈外国語文献〉

Allawi, Ali [2007] *The Occupation of Iraq: Winning the War, Losing the Peace*, New Haven, and London: Yale University Press.
 Ambos, Kai [2009] “The Legal Framework of Transitional Justice: A Systematic Study with a Special Focus on the Role of the ICG,” in Kai Ambos, Judith Large, and Marieke Wierda eds., *Building a Future on Peace and Justice: Studies on Transitional Justice, Peace and Development*, Heidelberg: Springer, pp. 19-103.
 Ambos, Kai, Judith Large, and Marieke Wierda eds. [2009] *Building a Future on Peace and Justice: Studies on Transitional Justice, Peace and Development*. Heidelberg: Springer.
 Andersen, Louise et al. eds. [2007] *Fragile States and Insecure People?: Violence, Security, and Statehood in the Twenty-First Century*. New York: Palgrave Macmillan.
 Arriaza, Laura and Naomi Roht-Arriaza [2008] “Social Reconciliation as a Local Process,” *The International Journal of Transitional Justice*, (2), pp. 152-172.
 Baines, Eric [2007] “The Haunting of Alice: Local Approaches to Justice and Reconciliation in Northern Uganda,” *The International Journal of Transitional Justice*, (1), pp. 91-114.
 CARDRI: Committee Against Repression and for Democratic Right in Iraq [1986] *Saddam's Iraq: Revolution or Reaction?* London, New Jersey: Zed Books.

- Diamond, Larry [2006] “What Went Wrong and Right in Iraq,” Francis Fukuyama ed., *Nation-building: Beyond Afghanistan and Iraq*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp. 173-195.
- Dodge, Toby [2005] *Iraq’s Future: the Aftermath of Regime Change*. London, New York: Routledge.
- Eriksson, Anna [2009] “A Bottom-Up Approach to Transformative Justice in Northern Ireland,” *The International Journal of Transitional Justice*, (3), pp. 301-320.
- Forman, Johanna M. [2006] “Striking Out in Baghdad: How Postconflict Reconstruction Went Awry,” Francis Fukuyama ed., *Nation-building: Beyond Afghanistan and Iraq*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp. 196-217.
- Herring, Eric, and Glen Rangwala [2006] *Iraq in Fragments: The Occupation and Its Legacy*, Ithaca, New York: Cornell University Press.
- ICG: International Crisis Group [2010] *Loose Ends: Iraq’s Security Forces between U.S. Drawdown and Withdrawal*, No. 99, 26 October 2010.
- Isaacs, Antia [2010] “At War with the Past? The Politics of Truth Seeking in Guatemala,” *The International Journal of Transitional Justice*, (4), pp. 251-274.
- Jarstad, Anna and Timothy Sisk eds. [2008] *From War to Democracy: Dilemmas of Peacebuilding*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lederach, Hohn P. and R. Scott Appleby [2010] “Strategic Peacebuilding: An Overview,” in Daniel Philipott and Gerard F. Powers eds., *Strategies of Peace: Transforming Conflict in a Violent World*, Oxford, New York: Oxford University Press, pp. 19-44.
- Makiya, Kanan [1998] *Republic of Fear: the Politics of Modern Iraq*, Berkeley: University of California Press.
- Paris, Roland and Timothy D. Sisk eds. [2009] *The Dilemmas of Statebuilding: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*, Abingdon and New York: Routledge.
- Pham, Phuon and Patric Vinck [2007] “Empirical Research and the Development and Assessment of Transitional Justice Mechanisms,” *The International Journal of Transitional Justice*, (1), pp. 231-248.
- Rotberg, Robert ed. [2003] *States Failure and State Weakness in a Time of Terror*, Washington D.C.: Brookings Institution Press.
- ed. [2004] *When States Fail: Causes and Consequences*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Serkin, Jeremy and Heather Sensibaugh [2009] “How Historical Events and Relationships Shape Current Attempts at Reconciliation in Iraq,” *Wisconsin International Law Journal*, 26 (4), pp. 1033-1077.

- Shaw, Rosalind [2007] “Memory Frictions: Localizing the Truth and Reconciliation Commission in Sierra Leone,” *The International Journal of Transitional Justice*, (1), pp. 183-207.
- Stansfield, Gareth [2007] *Iraq: People, History, Politics*, Cambridge and Malden: Polity Press.
- Subotić, Jelena [2009] “The Paradox of International Justice Compliance,” *The International Journal of Transitional Justice*, (3), pp. 362-383.
- Yamao, Dai [2009] “An Islamist Social Movement under the Authoritarian Regime in Iraq during 1990s: A Study on the Shi‘ite Leadership of Ṣādiq al-Ṣadr and its Socio-political Base,” *AJAMES*, 25 (1), pp. 1-29.

〈日本語文献〉

- 阿部利洋 [2007] 『紛争後社会と向き合う——南アフリカ真実和解委員会——』京都大学学術出版会。
- 酒井啓子 [2005] 「イラク移行政権と国民議会構成にみる戦後イラクの政治勢力」(『アジアワールド・トレンド』第118号 33～40ページ)。
- 山尾大 [2007] 「戦後イラクの政治変動とシーア派最高権威の国民統合論——スィースターニーのファトワから——」(『イスラーム世界研究』第1巻第2号 210～269ページ)。
- [2009] 「イラク・ナショナリズムが勝利した日——2009年1月31日イラク地方県議会選挙の分析——」(『イスラーム世界研究』第2巻第2号 152～175ページ)。
- [2010a] 「政党の合従連衡がもたらす宗派对立の回避——戦後イラクの政党政治と権力闘争(2003年～2008年8月)——」(佐藤章編『新興民主主義国における政党の動態と変容』アジア経済研究所 101～131ページ)。
- [2010b] 「イラク覚醒評議会と国家形成——紛争が生み出した部族の非公的治安機関をめぐる問題」(佐藤章編『アフリカ・中東における紛争と国家形成』(調査研究報告)アジア経済研究所 19～48ページ)。
- [2010c] 「イラク国会選挙(2010年3月7日)と分極化するイラク政治」(『中東研究』第508号 60～74ページ)。
- [2010d] 「多数派形成ゲームとしてのイラク選挙後危機——2010年3月国会選挙後の権力分有をめぐる合従連衡——」(『中東研究』第510号 76～91ページ)。